

食品安全委員会（第647回会合）議事概要

日 時：平成29年4月25日（火） 14：00～15：04
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか 5名出席
傍聴者：報道 1名、行政機関 3名、一般 6名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 2品目（〔1〕はポジティブリスト制度関連）
 - 〔1〕ピレトリン
 - 〔2〕フルジオキサニル

→厚生労働省から説明。

〔1〕ピレトリンについては、農薬専門調査会で審議することとなった。

〔2〕フルジオキサニルについては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目
 - 〔1〕ARG-No.4株を利用して生産されたL-アルギニン
 - 〔2〕RFESCO2株を利用して生産されたリボフラビン

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「エトフェプロックス」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、一日摂取許容量（ADI）及び急性参照容量（ARfD）を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とすることとなった。

- ・ 清涼飲料水「亜鉛」に係る食品健康影響評価について
- ・ 清涼飲料水「鉄」に係る食品健康影響評価について
- ・ 清涼飲料水「カルシウム・マグネシウム等（硬度）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「亜鉛」については、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター（殺菌・除菌無）」の成分規格に亜鉛の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からの亜鉛摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考える。

なお、高濃度の亜鉛を含むミネラルウォーター類が存在する可能性も排除できないことから、リスク管理機関はミネラルウォーター類の亜鉛の検出状況の把握に努めるべきである。

「鉄」については、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格に鉄の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からの鉄摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられる。

「カルシウム・マグネシウム等（硬度）」については、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格にカルシウム・マグネシウム等（硬度）の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からのカルシウム及びマグネシウムの摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられる。

なお、マグネシウムについては、通常の食事以外からのマグネシウムの摂取が過剰にならないよう留意する必要がある。

との審議結果が了承され、リスク管理期間（厚生労働省）に通知することとなった。

・ B S E対策に関する調査結果等について

→厚生労働省及び農林水産省から報告。

本日の報告内容等について、プリオン専門調査会へも報告を行うこととした。また、本件について次回の調査結果等が取りまとめ次第、委員会へ報告を求めることとなった。